

公益財団法人にいがた産業創造機構 海外商流構築支援事業実施要領

(目的)

第1条 公益財団法人にいがた産業創造機構（以下「機構」という。）の理事長（以下「理事長」という。）は、海外市場の成長を本県企業の需要として取り込み、本県経済の成長力とすることを目的として、新潟県内の企業が実施する海外市場をターゲットとした市場調査及び販路開拓の取組に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、公益財団法人にいがた産業創造機構助成金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(助成対象事業)

第2条 この助成金の交付の対象となる事業（以下、「助成事業」という。）は、別表1に掲げる事業とする。

(交付基準)

第3条 この助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表2に掲げる経費のうち、理事長が必要かつ適当と認めるものとする。

2 この助成金の交付額は、前項に定める助成対象経費の額の範囲内で理事長が定める額とする。

(交付の条件)

第4条 この助成金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 助成事業の内容を変更（第8条に定める軽微な変更を除く。）する場合には、理事長の承認を受けること。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合には、理事長の承認を受けること。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。
- (4) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を助成事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (5) 事業実績（商談状況を除く）及び助成金交付額について、当機構のホームページ上で公表することに同意すること。
- (6) 事業終了後3年間、助成事業成果の報告及び助成事業に関する調査に協力すること。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする場合は、別記第1号様式による交付申請書1部を、理事長が別に定める期日までに理事長に提出しなければならない。ただし、交付決定額の変更を申請しようとする場合は、別記第2号様式によるものとする。

2 前項の申請を行う場合には、当該助成金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。

3 事情により、交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ事前着手届出書（別記

第8号様式)を理事長あて提出するものとする。

(交付決定)

第6条 理事長は前条第1項の規定による申請を受けたときは、別に定める事項についての適合性を総合的に審査し、助成金の交付を決定する。この場合において、理事長は、必要に応じ、有識者等の意見を求めるものとする。

2 理事長は、助成事業の目的を達成するために必要があるときは、助成事業の内容について修正を求め、又は条件を加えることができる。

3 交付決定の内容及びそれに付した条件については申請者に通知するものとし、また、交付しないこととしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第7条 第4条第1号の規定により理事長の承認を受けようとする場合には、別記第2号様式による変更承認申請書を理事長に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第8条 第4条第1号に規定する軽微な変更は、経費節減による実績減等とする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 第4条第2号の規定により理事長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第3号様式による申請書を理事長に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第10条 第4条第3号の規定により理事長の指示を求める場合には、速やかに別記第4号様式による事業遅延等報告書を理事長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 助成事業者は助成金の交付決定の通知を受領した場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、助成金の交付決定を受けた日から20日を経過した日までに取下げをすることができる。

(状況報告)

第12条 助成事業者は、別記第5号様式による遂行状況報告書を理事長の指定する期日までに提出するものとする。

(実績報告)

第13条 助成事業者は、別記第6号様式の実績報告書を、助成事業が完了した日(第9条の規定により助成事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認の日)から起算して10日を経過した日又は理事長が別に定める日のいずれか早い期日までに理事長に提出しなければならない。

(検査の実施)

第14条 理事長は、助成事業者に対し、必要に応じて中間検査及び確定検査を実施することができる。

(助成金額の確定)

第15条 理事長は、第13条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて検査を行い、実施結果が交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、助成金の額を確定し事業者に通知する。

(事業計画の指定の取り消し)

第16条 理事長は、助成対象の事業として継続することが不相当と認める場合は、交付決定を取り消すことができる。

(助成金の支払い)

第17条 助成金の支払いを受けようとする場合には、助成金の額の確定後、別記第7号様式による請求書を理事長に提出しなければならない。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

別表1 助成対象事業

助成事業区分	内容				
	事業期間	対象事業者 ^{※2}	対象経費	助成率	助成上限額
1 海外市場調査事業 2 海外販路開拓事業 ^{※1} (1) 日本国外において開催される見本市・展示会への出展 (2) 輸出向け商品の認証取得、開発 (3) 越境ECサイト出店・制作及びそれに伴うプロモーション 3 海外展開加速化事業 現地売上拡大、定着に向けた販促活動 4 上記1～3併用	理事長が別に定める日まで	①地域中核企業 ^{※3} 又は地域中核企業を含むグループ ②中小企業者 ^{※4} （中小企業者のコンソーシアム ^{※5} を含む）	別表のとおり	1/2以内	①3,000千円 ②1,500千円

※1 海外販路開拓事業の実施に当たっては、過去に海外市場調査事業又は自社で海外市場調査を実施済みの事業者に限る。（越境ECサイト出店に取り組む事業者を除く。）

※2 国・県・市町村又はそれらが設立の主体となっている公益法人等が補助するもの及び機構が出展等のとりまとめを行うものは、この助成金の対象としない。

※3 県内に事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう）で、以下の条件全てを満たす企業をいう。

(1) 県内に事業所を有する企業5社以上に継続して（直近1年以内に2回以上）、自社製品用部材等（「材料費」、「仕入」、「外注費」および製造原価報告書の「消耗品費」。単なる商品購入は該当しない。）の発注実績を有すること

(2) 直近決算において、県内に事業所を有する企業への自社製品用部材等の発注額が1億円以上、又は、直近決算3期中2期の発注額がそれぞれ1億円以上であること

※4 県内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。

※5 以下の条件を全て満たす団体をいう。

(1) 県内に事業所を有する3社以上の中小企業者が参加すること

(2) 直近2期連続の売上高合計（コンソーシアム参画企業の売上高の合計）が5億円以上であること

別表2 助成対象経費

助成事業区分	経費区分	内容
1 海外市場調査事業	謝金	専門家謝金
2 海外販路開拓事業	旅費	海外渡航費、海外宿泊費
(1) 日本国外において開催される見本市・展示会への出展	庁費	通訳・翻訳費、通信運搬費、会場借上費、展示装飾・設営費、広告宣伝費、認証取得費、商品開発費、越境 EC サイト等関連費
(2) 輸出向け商品の認証取得、開発	委託費	事業に必要な業務の一部を委託する経費（海外渡航を前提としない調査費等含む）
(3) 越境 EC サイト出店・制作及びそれに伴うプロモーション		
3 海外展開加速化事業 現地売上拡大、定着に向けた販促活動		
4 上記1～3 併用		